



熊本県放課後子ども教室

---

# 安全管理の手引き

熊本県教育委員会  
熊本県放課後子どもプラン推進委員会

平成25年3月

## はじめに

放課後子ども教室推進事業は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進することを目指しています。

県内でも各地域で、地域の方々の支援を受け、地域の実情に応じたさまざまな体験活動や学習活動、交流活動が行われています。

各放課後子ども教室が、子どもたちにとって安心できる居場所であり、安全に活動できることは、本事業にとって重要な柱の1つです。各教室では安全管理員を配置し、コーディネーターを中心に学習アドバイザーがさまざまな安全面の配慮をして、子どもたちの安心できる居場所づくりと安全な活動の充実を図っています。

しかしながら、先の東日本大震災や九州北部豪雨災害などからも明らかなように、災害はいつ発生するかわからず、また、子どもたちの日常のどこに危険が潜んでいるかわからないものです。

日頃から、情報を関係者間で共有し、子どもたちに危険な状態が発生しないための予防策について十分検討するとともに、万が一にも危機が発生した場合の対応体制を整えておかなければなりません。

危険・危機の回避の第1歩は「いつもと違う」ことに気づくことです。「いつもと様子が違う」「いつもある連絡がない」・・・この気づきのためには、常に情報を共有し、日常の小さな取組をしっかりと積み重ねることが重要になります。

また、「言いたいことが言えない」「言っても聞いてもらえない」という関係では、せっかくの気づきが、危険・危機の回避につながりません。

この「安全管理のてびき」は、安全管理の前提としての日頃のコミュニケーションの取り方、安全・安心な放課後子ども教室を運営するための日頃の取組方策、そして万が一の場合の緊急時の対応方策を柱に、基本的な考え方や留意点をまとめたものです。

各放課後子ども教室や教育委員会等では、本手引きを活用し、それぞれの役割を明確化するとともに、子どもたちの安全確保のために、地域の実情に応じた「安全管理マニュアル」等を作成していただきたいと思います。

また、より実践的なものとしていただくために、常にマニュアルを見直し、修正を加えていただきますようお願いいたします。

平成25年3月

熊本県放課後子どもプラン推進委員会

委員長 吉田 道雄

# 目次



## はじめに



### 1 日頃のコミュニケーション ..... p 1 ~ p 4

#### (1) 子どもとのコミュニケーション p 1

- ・上手な話の聴き方
- ・上手な話の伝え方
- ・スタッフで共通した認識を持ちましょう

#### (2) 保護者とのコミュニケーション p 4

#### (3) 学校とのコミュニケーション p 4



### 2 日常の安全管理業務 ..... p 5 ~ p 13

#### (1) 安全管理体制の整備 p 5

- ・こんな危険に注意が必要です
- ・日頃から安全管理体制を整えておきましょう

参考様式 1 緊急連絡カードの例 p 8

#### (2) 研修・訓練・情報交換 p 9

#### (3) チェックリスト・記録用紙 p 10

参考様式 2 出席表の例 p 11

参考様式 3 安全管理の記録の例 p 12

参考様式 4 ヒヤリ・ハットの記録 p 13



### 3 緊急時の対応 ..... p 14 ~ p 18

#### (1) 病気・けがへの対応 p 14

#### (2) 事件・事故への対応 p 16

#### (3) 災害（災害の発生が予想される場合を含む）への対応 p 17

#### (4) 不審者等の情報への対応 p 17

#### (5) 不審者侵入への対応 p 18



### 4 事後処理 ..... p 19

参考様式 5 緊急時連絡先一覧（掲示用）の例 p 20

参考資料 1 救急車を呼ぶ時 p 21

参考様式 6 緊急時連絡先（スタッフ用）の例 p 22

参考様式 7 事故・事件報告書の例 p 23

ケガ・急病発生時のマニュアル例 p 24

不審者侵入時のマニュアル例 p 25

火災発生時のマニュアル例 p 26

地震発生時のマニュアル例 p 27

## 資料

くまもと家庭教育支援条例

# 1 日頃のコミュニケーション

－ 良好なコミュニケーションは安全管理の第一歩 －



## (1)子どもとのコミュニケーション



### 上手な話の聴き方

コミュニケーションづくりにとって何より大切なことは、相手の話をよく聴くことです。子どもたちは話をしっかり聴いてもらえる事で、自分を受け止めてくれているという安心感を持ちます。また、自分が受け止められた経験は、相手を受け入れることに繋がります。そのためにはいくつかの基本的なスキルがあります。

#### ① ページング

ページングとは、相手と会話のペースを合わせたり、会話の抑揚を合わせることを言います。いわゆる「同じ目線で」話をする事です。視線を合わせるだけでなく、相手の気持ちを想像し、受け止める姿勢も大切です。

#### ② ミラーリング

ミラーリングとは、相手と同じ動作をする事です。自然な範囲で相手の動作をまねることで、子どもたちは「自分と同じだ」という感覚を持ちやすくなります。

#### ③ バックトラッキング

バックトラッキングとは、相手の発した言葉をそのまま返すテクニック、いわゆる「オウム返し」です。「大嫌いだ!」という子どもに対して「そうか、大嫌いなんだあ」と返すだけで、子どもたちは気持ちを受け止められた安心感を持ちます。

子どもたちは自分の名前を呼んで話しかけられるだけで、安心感・親近感を抱きます。ネームカード等を準備する事も有効です。(例: スタッフ・ボランティア、児童のネームカードを準備) また、以前話した内容や行動を覚えておくことも、自分のことを受け止めてくれているという安心感につながります。簡単なメモを残しておくような工夫も大切です。

### 上手な話の伝え方



なかなか言うことをきいてくれない子どもたちがいます。家庭や学校と違った環境で、もう一つの「自分らしさ」を出しているのかもしれませんが。大人の側が感情的にならず、余裕を持って対応することが大切です。しかし、「人の話を聞くこと」や「公の場でルールを守ること」の大切さをしっかりと伝えていかなければなりません。そのためにはいくつかのポイントがあります。

#### ① 話し手に注意を引きつけて

動作をまねさせて(例: 手をたたくなど簡単な動作)、子どもたちに話し手に注目させるなど、話し手に注意を引きつけてから話し始めることが大切です。また、注目が集まるまで話し始めないなど、聞き方を習慣づける工夫も必要です。

時には「沈黙」も話し手の意志を伝える手段になります。

## ② 指示は明確に、簡潔に

「次の活動には約束があります。まず、 をしてください。できた人は をします。」など、話を聞く見通しをもたせ、簡潔にポイントを押さえて明確に指示を出すことが大切です。命令（例「 してください。」）より、依頼（例「 してください。」）や問いかけ（例「 したらどうでしょう。」）の方が、相手に気持ちが伝わりやすいこともあります。

## ③ 「YOUメッセージ」より「Iメッセージ」で

同じ意図を持った言葉でも、「(あなたは)こんな事をしてはダメだよ。」より「(わたしは)こうしてくれたらうれしいな。」の方が、子どもたちは受け止めやすいでしょう。気持ちを添えてメッセージを伝えましょう。また、「 してくれて、ありがとう。」と具合的な行動をあげて、感謝の気持ちを伝えることも大切です。

あらかじめ集団のなかでルールを示しておくことも重要でしょう。子どもたちに「ここまでやったら許されない」という事に気付かせることも大切です。また、基本的なルールについて子どもたち自身に考えさせることも、自覚と責任を育む工夫ではないでしょうか。

### (参考) 人と人とのコミュニケーションで伝わる内容の割合

- 1 表情・姿勢: 55%
- 2 声のトーン・大きさ・早さ: 38%
- 3 言葉の内容: 7%

「メラビアンの法則」から



どんなことを話すかは、コミュニケーションのほんの一部でしかありません。あせらず、あきらめず、子どもたちにしっかりと向き合い、自分の思いを真剣に伝えるようにしましょう。



## スタッフで共通した認識を持ちましょう。

いじめについては、「どの子どもにも、どこにおいても起こり得る」ものであることをスタッフ間で十分認識しておく必要があります。

一方的に暴力を加えることだけでなく、仲間はずれやみんなが無視をしたり、心理的に圧迫し苦痛を与えることもいじめとなります。また、道具を隠したりすることもいじめにつながる可能性があります。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されません。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いということを明確に示し、毅然とした態度で対応する必要があります。いじめに気づいた場合は、すぐに学校にも連絡をしてください。



子どもたちは多様な個性を持っています。また、それぞれの個性に応じた支援や配慮が必要な子どもたちもいます。（「きちんとしましょう」では理解できず混乱してしまう子どももいます。）思い込みや先入観による安易な決めつけをしてはいけません。

対応が難しい子どもについては、スタッフでしっかり対応を検討しましょう。

状況に応じて、教育委員会や学校に対処法について相談することも必要でしょう。

〔参考〕こんな場合もあります。（「発達障害の理解のために」厚生労働省発行 から）

### 自閉症

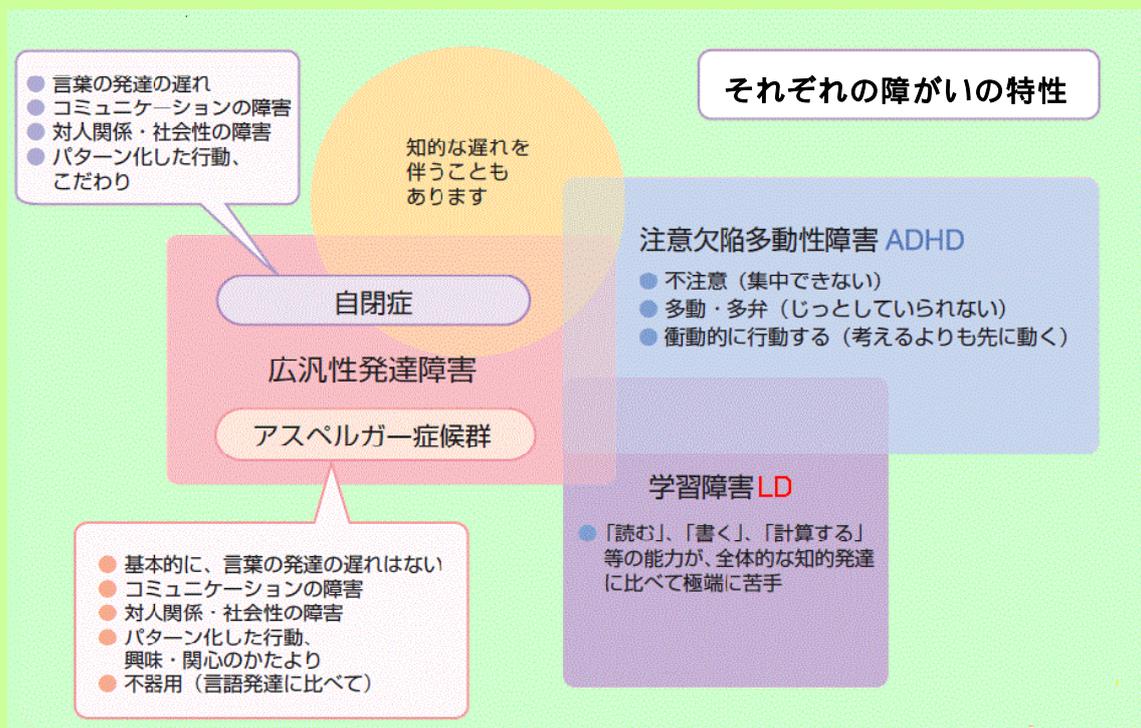
急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり動けなくなることがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。周りの人から、「どうしてそんなに不安になるのかわからないので、何をしてあげたらよいかわからない」と言われてしまいます。

でも、よく知っている場所では一生懸命、活動に取り組むことができます。

### アスペルガー症候群

他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人から、「相手の気持ちがわからない、自分勝手にわがままな子」と言われてしまいます。

でも、大好きな電車のことになると、専門家顔負けの知識をもっていて、お友達に感心されます。



放課後子ども教室は、子どもたちにとって「安全で安心な居場所」でなくてはなりません。体罰は、単に子どもたちの心と体を傷つけるばかりでなく、大人に対する信頼感を奪うことにもなりかねません。体罰は絶対にしてはいけません。このことをスタッフすべてが共通理解しておく必要があります。



体罰とは・・・

殴る、蹴るなどのほか、正座や直立の姿勢を長時間強制すること、トイレをさせないなど、肉体的・精神的苦痛を与えることも体罰になります。

## (2)保護者とのコミュニケーション

保護者との信頼関係を日頃から築いておくことも必要です。そのためにも子どもたちの様子をできるだけ保護者に伝える工夫をしましょう。

お迎えの時に、その日の子どもの様子を少し伝えることで、保護者もよく見てもらっていると安心感を持ち、信頼も増します。便りを定期的に発行し子どもの様子を紹介するとともに、活動予定を案内することも有効ではないでしょうか。また連絡帳を活用したり、気になったことは手紙で伝えるのも良いでしょう。

そのために、普段から子どもたち一人一人の様子に気を配り、日誌や出席簿に簡単な記録を残す工夫をしたり、スタッフで意見交換や連絡をする機会を作ったりしましょう。

また、教室で起こったトラブルやけがについては、たとえ軽いものと思われても、必ず保護者に連絡をするように心がけましょう。保護者に伝える際には、事実のみを伝えるように心がけ、子どもや家庭を否定するような表現にならないように気をつけてください。

子どもたちとどのように関わっているかを積極的に伝え、安心感を持ってもらうことが、保護者とのコミュニケーションのポイントとなるでしょう。

## (3)学校とのコミュニケーション

放課後子ども教室は、学校が主体ではなく教育委員会が主体となって実施しているものです。しかしながら、活動場所の確保や子どもたちの安全管理の上では、学校の理解と協力は不可欠です。

「子どもたちをよりよく育てたい。」「子どもたちの安全を確保したい。」という思いは共通しているはずですから、よりよい関係づくりを心がけましょう。学校管理者である校長先生や教頭先生、担当の先生などしっかりとつながることが大切です。



また、子どもたちは、学校では見せない顔をのぞかせたり、学校では見えにくい人間関係を示したりすることもあるでしょう。気付いたことや気になることは、積極的に学校へ情報を提供しましょう。学校や担任のアンテナ役の一つとして役立つことができれば、相互理解・相互協力につながるはずです。

学校の教育目標や先生方の立場を尊重しつつ、適度な間合いを保つことが、学校とのコミュニケーションのポイントとなるでしょう。

### ● 放課後児童クラブとの連携 ●

放課後児童クラブも「安全・安心な子どもの居場所づくり」を進めています。子どもを見守る工夫や活動の工夫など、共通する部分や参考になる取組もたくさんあります。まずは互いのイベント等で交流を深め、積極的に良いところを取り組んでいきましょう。近隣に放課後児童クラブがある教室では協働でイベントを企画することも、おもしろいのではないのでしょうか。

## 2 日常の安全管理業務



### (1)安全管理体制の整備



こんな危険に注意が必要です！

#### けが・病気

- ・活動中にけがをした
  - ・活動中に熱中症になった
  - ・活動中に嘔吐した
- など

#### 災害

- ・台風が接近してきた
  - ・大きな地震が発生した
  - ・大雨で警報が出された
- など

#### 事故

- ・移動の途中で交通事故にあった
  - ・遊んでいた遊具が壊れてけがをした
  - ・子ども同士がぶつかってけがをした
- など

#### 事件

- ・活動中に不審者が侵入してきた
  - ・周辺に不審者が出没した
  - ・盗難があった
- など

日頃から安全管理体制を整えておきましょう！

### 安全管理員の配置

放課後子ども教室を実施するにあたっては、活動内容、活動場所、参加する子どもの人数等、各教室の実情に応じて、真に必要な安全管理員を配置してください。

なお、安全管理員は子どもたちの活動中の安全を管理する事が主な業務となりますので、コーディネーターや学習アドバイザーとは別の人員を必ず配置するようする必要があります。

### 組織・体制の整備

教育委員会及び各放課後子ども教室における安全管理・危機管理のための組織や体制を整えておきましょう。

#### 教育委員会等

- ・学習アドバイザー、安全管理員の配置
  - ・日常の安全点検や安全管理マニュアル、緊急時連絡マニュアルの作成
  - ・学習アドバイザーや安全管理員、ボランティア等関係者の保険への加入
  - ・責任者、担当者の明確化
  - ・学校と放課後子ども教室スタッフの共通理解の場の設定
  - ・放課後児童クラブ（福祉部局）との連携促進
- など

#### 各放課後子ども教室

- ・緊急時の役割分担の明確化
  - ・学習アドバイザーと安全管理員の共通理解の場の設置
  - ・参加する子どもの緊急連絡先の確認・保険への加入
  - ・避難経路の確認・把握
- など

## 情報の収集と提供

教育委員会やコーディネーターは安全管理員や学習アドバイザー等の放課後子ども教室のスタッフが必要とする情報を収集し、提供する必要があります。

台風の接近や大雨などに関する最新の気象情報や警報、不審者情報などに留意し、状況に応じて適切に安全管理員等のスタッフに連絡できる体制を整えておくことが大切です。



### 情報収集先の例



#### 気象情報サービス

パソコンやスマートホンでインターネットに接続する必要があります。

- ・気象庁提供 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・日本気象協会提供 <http://tenki.jp/>
- ・ウェザーニュース提供 <http://weathernews.jp/>



#### お天気電話サービス(177)

- ・今日・明日・明後日の天気予報

情報を得たい地方の市外局番に続けて「177」をダイヤルします。

(例：熊本の場合だと 096 - 177となります)

- ・週間の天気予報

熊本県 096 - 359 - 0177

スマートホンなどでは気象情報を提供する様々なアプリが利用可能です。必要な情報に応じてダウンロード(有料・無料)して活用することもできます。

#### 不審者等情報

「ゆっぴー安心メール」(熊本県警察) 会員登録(無料)が必要です。

熊本県警察が、子どもたちの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内各地で発生した声かけ事案、変質者その他不審者の出没など、子どもに対する犯罪の前兆と思われる事案情報や子ども対象の連れ去り、強制わいせつ、通り魔等事件情報等を、登録者の携帯電話等に配信しています。



#### 会員登録要領

配信を希望する携帯電話等を使って「[k110@ansin.police.pref.kumamoto.jp](mailto:k110@ansin.police.pref.kumamoto.jp)」に空メールを送信し、その後送信されてきたメールの指示に従い登録を行ってください。

登録料及び会費は無料ですが、メール受信料が1回のメールにつき2円程度のかかります。

#### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室 (096 - 381 - 0110)

又は最寄りの警察署の生活安全課(係)

放課後子ども教室の運営にあたっては、参加する子どもの病気やけが等の緊急事態が発生した場合に、速やかに保護者に連絡することができるように、参加する子どもの緊急連絡先の情報を収集し適切に管理する必要があります。

確実に連絡がとれるようにするために、緊急連絡先は最低でも2カ所は把握しておくことが望ましいでしょう。

また、参加する子どもの健康状況やアレルギー等で、特に配慮を必要とすることがないかどうかについて、保護者等に情報提供を求め、把握しておく必要があります。

障がいのある子どもたちが活動に参加する場合、どのような場面でどのような支援が必要なのか具体的に検討し、スタッフで共通理解をしておくことが重要です。

### 個人情報の取り扱い・管理には細心の注意を！

緊急連絡先や子どもの健康状態などは個人情報にあたります。目的以外に使用することがないように、情報の管理については取扱いマニュアルを作成するなどし、適切に取り扱うことが必要です。

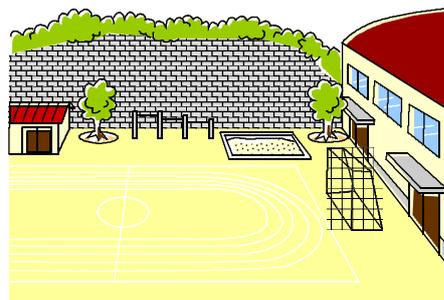


## 施設・設備

放課後子ども教室を実施する施設や遊具、器具等について、実施場所となる学校や公民館等と連携を図りながら安全点検を行うことが必要です。その際は、「教室の開始前に実施する」というように点検時期を決め、どのような内容を点検（目視・負荷）するかという点検表を作成して安全管理員に配付してください。

安全管理員は学習アドバイザー等関係者とそれらの危険性と留意点について、事前に共通理解のための機会をもつことが必要です。

学校は独自に必ず安全点検を実施しています。学校の放課後子ども教室担当者等から危険箇所の情報提供を受けるようにしましょう。また逆に、危険箇所に気付いた場合は、速やかに教育委員会や学校に連絡を取るようにしてください。



## 危機管理器具等の整備

各教室に応急手当用品（救急箱）を準備するとともに、定期的に点検をするシステムを作っておく必要があります。

また、安全管理員がいることを明確にする腕章の着用や、緊急の場合に警報を発したり、連絡をするための防犯ブザーや笛等を、安全管理員や学習アドバイザーに配付することも考えられます。

## 放課後子ども教室緊急連絡カード

教育委員会

お子様が 子ども教室でけがをしたり、高熱を出すなど具合が悪くなった場合は、教室では医療行為はできませんので、原則として保護者の方にお迎えにきていただくことになります。

緊急の場合は、子どもの健康や安全面を最優先にして対応いたしますが、可能な限り保護者の方と連絡を取り合い、相談の上、対応したいと思っております。下表に必要事項をご記入の上、担当者（子ども教室コーディネーターまたは 教育委員会）へ御提出ください。

なお、ご記入いただいた事項は個人情報として適切に管理し、当放課後子ども教室の連絡以外には使用いたしません。

	参加児童名		保護者名	
	ふりがな 名 前		ふりがな 名 前	印
住 所				
学 級	年 組 担任の先生 ( )			
緊急連絡先 連絡のつきやすい電話番号 をご記入ください。	優先順位 1 氏名		続柄 ( )	TEL
	優先順位 2 氏名		続柄 ( )	TEL
	優先順位 3 氏名		続柄 ( )	TEL
上記保護者以外で、お迎えに来られる可能性のある方		氏名 続柄 ( )	氏名 続柄 ( )	
健康状態 配慮事項	特に配慮が必要なことはありますか。(アレルギー等)			有 ・ 無
	差し支えない範囲で内容をお知らせ下さい。			
	その対処法として、活動に制限がありますか。 また配慮すべき事項があればご記入下さい。			
かかりつけ の医院 等			TEL ( )	-
			TEL ( )	-

## 地域住民や関係機関との連携

地域にある交番や警察署に放課後子ども教室の実施について連絡するとともに、できれば日常的に行われている地域の見回りや下校指導等を、教室の終了時間に合わせて設定してもらおうといった連携ができないか等相談することが考えられます。

地域の多くの方に積極的に放課後子ども教室の活動について情報発信を行う等して周知を図るとともに、地域の多くの目でも子どもたちを見守る意識を持っていただけるよう協力依頼を行うことが大切です。



### 地域への活動周知の工夫例

- ・放課後子ども教室の便り等を地域の社会教育諸団体（老人会、婦人会等）にも送付して周知
- ・自治体の広報誌、回覧板や地区会を活用した周知

## (2) 研修・訓練・情報交換

コーディネーター、安全管理員、学習アドバイザー等の放課後子ども教室を実際に運営するスタッフに対する研修、訓練を行うことが必要です。内容としては次のようなものが考えられます。

### 活動についての安全管理研修

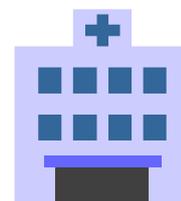
使用する器具や遊具等の安全点検、子どもの行動特性の理解、活動プログラム自体の安全性や、安全についての子どもへの指導法 等

### 緊急時の対応についての研修・訓練

救急法、応急手当の方法、AEDの使用法、不審者への対応方法の研修  
緊急連絡のシミュレーション、災害時の避難訓練の実施 等

参考資料 日本赤十字社熊本県支部でも子どもの安全管理、応急手当等の講習活動が実施されています

問い合わせ先 日本赤十字社熊本県支部 事業推進課  
〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目1-1  
TEL 096(384)2128(ダイヤルイン)  
FAX 096(383)9486  
Eメール kousyu2@kumamoto.jrc.or.jp



これらの研修・訓練については、活動内容や活動場所等に応じて内容を検討するとともに、学校やもよりの消防署、警察署や地域の社会教育団体等に協力を依頼することも、効果的な研修・訓練を実施する一つの方法と考えられます。

また、教育委員会は、子どもの安全確保の観点から、学校と放課後子ども教室との情報交換の場を積極的に設定するように努めることが必要です。

食物アレルギーなど、子どもの命に関わる大切な情報もあります。

事故やけがなどの危険を回避するためには、「環境」への配慮だけでなく、子どもたちの「意識・技能」を向上させることが大切です。「いかに子どもたちを守るか」だけでなく「子どもがいかに自分自身を守ることができるようにするか」という発想が求められています。日頃から子どもたちの危険予知・危険回避の能力を高める取組も必要です。

### 〔参考〕 K Y T (危険予知トレーニング)

「こうしてすすめよう! 子ども会KYT」社団法人全国子ども会連合会 発行 から

子どもたちは大人と異なり経験や知識が未熟です。また、生活経験や自然体験が希薄になり危険を予知したり、危険を回避する能力が、昔に比べると低下しているといわれています。

KYTとは、「キケン ヨチ トレーニング」の頭文字をとったもので、今までは自然と身につけていた危険予知能力をトレーニングを通して身につけさせるものです

右図のような日常生活のいろいろな現場を見ながら、「この状況でどんな危険があるのか」、「どんな危険が隠れているのか」などを話し合ったり、「どこが危険であるか」、危険な場所について具体的に話し合いをしていきます。そして危険の回避法についても話をします。



【問い合わせ先】熊本県子ども会連合会  
〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1  
TEL 096-383-9538

## 危機! . . . 「ハザード」と「リスク」

**ハザード**：見えない、隠れた、しかも重大な事故につながる危険  
経験の少ない子どもたちは気づけないので、大人が管理する必要がある。

**リスク**：経験により予測でき、事故の発生を回避できる危険  
子どもが危険をわかって挑戦することは、楽しみの要素の一つにもなる。



## (3)チェックリスト・記録用紙

放課後子ども教室を実施するにあたって、基本的な安全管理事項については、チェックリストを作成して各教室に配付して置き、安全管理員等の担当者が毎回記入するようになると良いでしょう。日頃の記録やチェックをしっかりと行うことが、「いつもとちがう」という危機発生の直感につながります。「欠席の連絡がいつもあるのに今日はない」「いつも挨拶をする子どもが今日はしなかった」など、小さなことに気づくことが大きなこと(危険・危機)を未然に防ぐことにつながるものです。「万が一」の備えは「いつも」が大切です。

また、病気やけががあった場合の状況の記録、事故になりそうになったという「ヒヤリ・ハット」した状況等気づいたことを記録しておき、定期的に教育委員会等に報告するシステムを作っておきましょう。

これらの事例について、スタッフで話し合う機会を設け、安全対策の見直しに生かしていくことが大切です。



<b>放課後子ども教室 出席表</b>				確認欄	確認欄	記録(報告)者	
				印(サイン)	印(サイン)		
平成 年 月 日 ( 曜日 )				実施時間 : ~ :			
活 動 場 所				ス タ ッ フ			
活 動 内 容				安全管理員			
				学習アドバイザー ( 人 )			
				ボランティア等協力者 ( 人 )			
NO	参加児童氏名	よ み	年 組	参加時	健康状況・気づき	下校時	
例	阿蘇 一郎	あそ いちろう	1 1		風邪気味、保護者連絡	母迎え	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
反 省							

放課後子ども教室 安全管理の記録		確認欄	確認欄	記録(報告)者	
		平成 年 月 日( 曜日)	印(サイン)	印(サイン)	( 印 )
No	項 目	チェック欄	状況・対応		
1	道具や器具の安全点検は行ったか? 目視及び負荷				
2	不審者情報、気象(災害)の警報・注意報は出ていないか?				
3	応急手当用品(救急箱)はそろっているか?				
4	子どもたちがけがをしそうな場所はないか?				
5	活動内容の安全管理についてスタッフの共通理解はできたか?				
6	健康面で配慮する子どもの把握はできたか?				
7	活動の前に、子どもたちに安全管理面での指導はできたか?				
8	子どもたちの様子に異変はないか?				
9	子どもたちの帰宅にあたって問題はないか?				
10	その他( )				
状況・ 気づき	<b>病气けがの状況</b> <b>ヒヤリとした状況</b> <b>その他</b> (      で囲む      )				
	具体的な状況      必要に応じて、図で示してください。(別紙で構いません)				
	とった対応				
	反省・気づき				
活動内容・反省					

## 放課後子ども教室 ヒヤリ・ハットの記録

No . . .

記録者氏名	( 印 )	確認者	確認者
発生日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分	印(サイン)	印(サイン)
発生場所や発生時の状況	図などを使ってできるだけわかりやすく記述しましょう		
ヒヤリ・ハットした内容	状況をできるだけ具体的に記述しましょう		
対応			
気づき 反省 その他			

ヒヤリ・ハットの記録は、蓄積し共有することで、危険の未然防止、危機回避につながります。毎日の安全管理の記録と別にファイルを作成しておくことも効果的です。

### 3 緊急時の対応



どんなに予防策をとっていても残念なことに事件・事故が起きてしまうことがあります。その時に備えて、緊急時の準備をしておくことも安全管理活動の重要な部分です。

#### 準備のポイント

- ・迅速かつ冷静な対応（連絡）
- ・組織的な対応（複数で対応）
- ・できるだけ詳細な記録
- ・情報の共有化
- ・関係機関との連携
- ・活動再開に向けた配慮

また、現場担当者が緊急時に落ち着いて対応できるようにするために、緊急時に活用できる連絡先・準備物一覧や、対応マニュアル（フロー図）を作成し、放課後子ども教室実施場所に掲示しておくことも有効だと考えられます。

緊急の場合に、だれがどのような役割を果たすのか、どのような具体的な行動を取るのかといった役割分担を明確にしておく必要があります。

#### (1) 病気・けがへの対応

##### 状況の確認と記録

病気やけがが発生した場合には、必要に応じて応急手当等を実施すると同時に、手当にあたる者以外のスタッフが、他の子どもたちを落ち着かせるように対応します。

できるだけ発生時刻、発生状況、状況の変化などを記録しておくようにしましょう。



##### 応急対応と緊急対応

応急対応は安静な状態を保つことや傷口の消毒、止血などにとどめましょう。医療関係者でない者が医療行為を行うことはできません。市販薬であっても内服薬は服用させないことが原則です。それ以上の対応が必要な場合は速やかに保護者に連絡して状況を伝え、迎えに来てもらいましょう。かかりつけの病院などがわかる場合等は病院に連れて行く場合も考えられますが、必ず保護者に確認し了承を得るようにしてください。

また、緊急を要すると判断される場合は、応急手当を始めるとともに、躊躇無く「119番」に通報し救急車を要請してください。



##### 保護者への連絡

たとえ軽いけがであっても、保護者にはけがの発生状況や対応した内容などを必ず伝えるようにしましょう。また、帰宅後に発生するかもしれない異常についても、観察を依頼しましょう。

##### 関係機関への連絡

教育委員会や学校など関係機関にも、速やかに連絡をとって下さい。

## 感染症への対応

感染症には、風邪のように身近なものから、インフルエンザなどのように時に命に関わる場合もあります。細菌やウイルスによって感染が広がりますので、多くの子どもが集まり活動する放課後子ども教室では特に注意が必要です。常に学校や地域でどのような感染症が流行しているか気を配っておきましょう。

子ども達に、うがい・手洗いの励行やマスクの着用を普段から指導しましょう。

また、できれば消毒液や安価な使い捨てのビニール手袋を準備しておきましょう。吐き気は発熱とともに感染症の要注意のサインです。嘔吐物は素手で触らず、必ず手袋を着用し、手袋を外した後は必ず手を洗い、手指消毒をするようにします。

「熱がある時や吐き気がある時は、放課後子ども教室に参加できません。」などのルールを予め保護者に説明し、理解を求めておくことも、感染の拡大を防止する上で重要な事です。



## 救急車の呼び方

(落ち着いて受け答えをすることが、何より大切です。)

1 局番なしで、「119」に電話をかけます。

携帯電話からも「119」です。

2 119番が通じたら、次の手順により状況を伝えてください。

(1)「火事ですか、救急ですか」と聞かれますので、

「救急車をお願いします。」と伝えてください。

(2)「救急車を要請する場所」又は「傷病者のいる場所」を伝えてください。

住居区、町名、番地、要請者(自分)の氏名等をはっきりと伝えてください

わかる範囲でかまいません。

目標があるときは、目標物の名前等をはっきりと伝えてください。

交通事故の場合は、所在、道路名、近くの目標を伝えてください。

(3)「どのような状態ですか」と聞かれた場合は、見たままの状態を伝えてください。

意識があるかどうかを伝えてください。

呼吸をしているかどうかを伝えてください。

傷病者の人数を伝えてください。

ケガの場合は、ケガの状態と、どうしてケガをしたのかを伝えてください。

3 救急車のサイレンが聞こえたら、可能であればわかりやすいところまで案内をして、救急車を誘導してください。また、救急隊員に次のことを伝えてください。

事故を目撃した場合は、そのときの状況を説明してください。

応急手当をした場合は、その手当ての内容を伝えてください。

わかる範囲で



## 携帯電話からの119番通報

携帯電話は、一般家庭用の加入電話や公衆電話と違い、発信場所の特定が難しくなります。学校で近くに固定電話や公衆電話がある場合はなるべくそちらを使用し、携帯電話を使用する場合は、次のことに注意してください。

携帯電話で119番通報すると、管轄外の消防局(消防本部)につながることがあります。

場所を確認の上、正確な市町村名と、大きな目標となるものを含めて通報してください。

「熊本県の 市(町村)立の 小学校」まで伝えと、およその場所の特定はできると思われます。

消防側から問い合わせる場合があるので、通報後しばらく携帯電話の電源を切らず、危険がなければ、その場を離れないようにしてください。



## (2) 事件・事故への対応

### 被害を最小限におさえる対応

子どもたちに被害が及んだ場合、現場においては、状況に応じて応急手当や救急車の手配、病院への連絡等、被害を最小限に抑えるための対応を行うことが最優先です。

また、被害を受けた子ども以外の子どもたちに対しても、安全確保を行い、気持ちを落ち着かせるための対応や、状況によっては保護者に連絡し、確実に引き渡す等の対応が必要になります。

現場担当者が混乱する場合がありますので、現場の状況を見ながら必要に応じて支援体制を確立することが大切です。

### 情報の収集・連絡

まず把握すべき情報  
(第1報：速報)

何が発生したのか  
いつ発生したのか  
どこで発生したのか  
だれに(被害が)発生したのか  
どのような被害が発生したのか



4 W 1 H

大きな事故・事件等が発生した場合、現場では対応で手一杯になっています。状況によっては、第1報を受けた教育委員会等が速やかに担当者を派遣し、より細かに情報を収集する必要があります。第1報の後、状況が落ち着いてきたら、第2報を入れ、より具体的な情報を連絡するようにします。

「なぜ発生したのか(原因)」については、現場の対応が落ち着いた後に調査・検討する方が適切でしょう。

### 保護者への説明

まず、被害を受けた子どもの保護者に対して、誠意を持って対応し、説明を行うことが大切です。また、大きな事件・事故の場合、被害者以外の保護者に対しても速やかに説明会などを開いて説明をする必要があります。

### マスコミ等への対応

現場の担当者が個々にマスコミ等に対応すると、情報が混乱し、誤報につながったり、その後の対応として事態を收拾できない状況が発生し、信頼を失うことにもなりかねません。

マスコミ等への対応は、現場担当者ではなく教育委員会などで行います。教育委員会等では窓口を一本化し、確実な情報を流すようにして下さい。



### (3) 災害（災害の発生が予想される場合を含む）への対応

災害発生時（または災害の発生が予想される場合）への対応は、各放課後子ども教室だけでは対応できないことが予想されます。日頃から、あらかじめ対処方法を検討し、学校や教育委員会等との連携について点検・確認することが重要です。

#### 気象警報発令などにより、学校が集団下校等を決めた場合

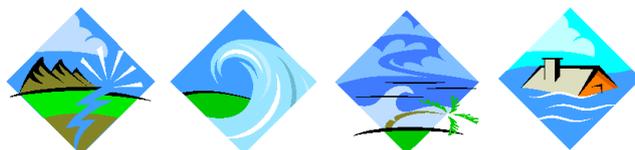
まずは学校と十分に連絡を取り、学校の判断を踏まえて教育委員会等と連絡を取り合うことが重要です。指示を受けた場合は、時間や内容等を記録しておきましょう。

また、日頃から、どのような場合（警報が出た場合等）にどのような対応をとるか等の基本姿勢を、放課後子ども教室、教育委員会等、学校で確認しておくことが必要でしょう。

放課後子ども教室を主管している教育委員会等は、注意報・警報発令の情報を入手し次第、管内の放課後子ども教室と連絡が取れる体制を整備しておく必要があります。

#### 災害発生時

##### 安全な場所への避難誘導



災害の状況に応じて、安全が確保できる場所に子どもたちを避難誘導します。

予め、予想される災害に応じて、安全な避難場所・避難経路の検討をしておくことが必要です。

##### 二次災害の防止

二次災害（地震に伴う津波の発生や火災の発生等）に備え、できる限りの手段を用いて最新の情報を収集するように努めて下さい。

#### 火災発生時

火災が発生した場合には、子どもたちを安全な避難場所に避難誘導するとともに、初期消火に努めます。予め、火災の際の学校の避難場所等については確認しておきましょう。



### (4) 不審者等の情報への対応

関係機関と連絡を取るなど、できる限り正確な情報を入手するように努めましょう。情報の内容に応じて安全・防犯体制の状況を確認します。得られた情報はスタッフで共有し、状況に応じて、周辺の巡回や出入り口の監視など、可能な対応について協議し実践して下さい。

放課後子ども教室の開催前であれば、学校や教育委員会等と協議を行い対応を決定します。開催しない場合は速やかに保護者に連絡を行い出迎え等の対応を依頼して下さい。

学校が、早期に集団下校をさせる場合も考えられますので、学校や教育委員会等との連携し、対応を確認する必要があります。学校と連携・協力し、子どもたちの安全な帰宅対策（通学路途中の指導）を行いましょう。

## (5) 不審者侵入への対応

不審者が活動場所に侵入した場合には、まず子どもたちの安全確保を最優先して下さい。その上で、自身の安全を確保し、対応するときは可能な限り複数で対応しましょう。

### 侵入した不審者への対応例

不審者に対し退去するよう説得し、応じないときは、子どもからできるだけ隔離できる場所（校長室等）に案内するよう努めます。

同時に子どもたちの動向を把握し、安全な場所に避難させて下さい。

可能な限り放課後子ども教室のスタッフや学校関係者と連絡を取り、協力を求めつつ、「110番」通報や関係機関に状況の連絡を行います。

次のような場合には、「110番」通報を行います

受付等を無視し、無理に施設内に立ち入ろうとする。

退去の説得に応じようとしない。

暴力的な言動や示威行為を行う。

子どもたちを不審者から、安全かつ速やかに隔離するためには、相手にわからないようなサインや「ヘルプカード」の活用も考えられます。



不審者が暴力をはたらくなど、切迫した状況に陥いる前に、自身の安全を確保しつつ、笛や防犯ベル等で応援を求め、できるだけ複数で対応するようにしましょう。

近くにあるもの（イスなどを活用）で防御しつつ、不審者の移動をできるだけ阻止するよう努めます。



負傷者が出たときには、迅速に応急手当をするとともに、他の者に「119番」通報を依頼します。

事後においては、情報の確認を行うとともに、状況の変化とその対応等を時間軸を意識して客観的に記録を整理します。マスコミ対応など対外的な対応が必要な場合は窓口を一本化するように努めて下さい。

また、できるだけ速やかに、保護者に連絡をとり、説明を行う必要があります。

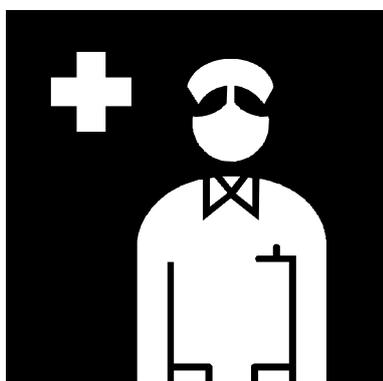
### 「ヘルプカード」とは・・・

直接助けを求める行為などをしては、不審者を必要以上に刺激することになりかねないので、適当な画像（植物、動物などありふれたもの）を印刷しておき、このカードが示されたときは、緊急事態が発生したものと理解し、応援や関係機関への連絡等、所定の行動をとるよう、予め、共通理解しておくものです。



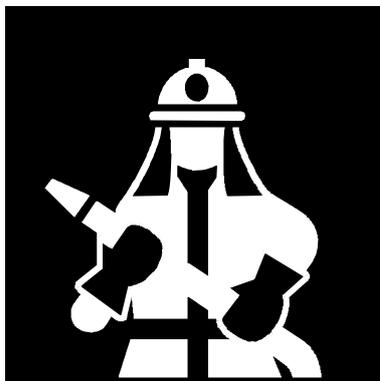
## 放課後子ども教室緊急時連絡先

**けが・病気**



救 急  
1 1 9

**火 事**



消 防  
1 1 9

**不審者・事件**



警 察  
1 1 0

- 1 自分の名前
- 2 場所(どこで)
- 3 何が起きたのか
  - ① 誰が
  - ② いつ
  - ③ どうなっている

熊本県 立  
住所 小学校  
TEL

### 緊 急 連 絡 先

気象情報	市外局番 + 1 1 7

**こんな時は、すぐに救急車を呼びましょう！**  
 ~ 重大な病気やケガの可能性ががあります ~

**頭**

頭を痛がって、けいれんがある  
 頭を強くぶつけて、  
 出血が止まらない、意識がない、

**顔**

くちびるの色が  
 紫色で、呼吸が弱い

**胸**

激しい咳や  
 ゼーゼーして  
 呼吸が苦しく  
 顔色が悪い

**おなか**

激しい下痢や嘔吐で  
 水分が取れず  
 食欲がなく、意識が  
 はっきりしない  
 激しいお腹の痛みで  
 苦しがり、嘔吐が  
 止まらない  
 ウンチに  
 血が混じった

**手足**

手足が硬直  
 している

**意識障害**

意識がない(返事がない)  
 又はおかしい  
 (もうろうとしている)

**けいれん**

けいれんが止まらない  
 けいれんが止まっても、  
 意識がもどらない

**飲み込み**

変なものを飲み込んで  
 意識がない

**じんましん**

虫に刺されて、全身に  
 じんましんが出て、  
 顔色が悪くなった

**やけど**

痛みのひどいやけど  
 広範囲のやけど

**事故**

交通事故にあった  
 (強い衝撃を受けた)  
 水におぼれている  
 高所から落ちた

**食事の後や虫等に刺された後の様子の急変は、アレルギーによる  
 ショック状態も疑われます。早急に対応してください。**

緊急時の連絡が必要な連絡先を書き込んでおきましょう。  
必要に応じて、メールアドレス欄をつくっても良いと思います。

<b>(緊急時) 連絡先一覧</b>			
施設・関係団体 等		スタッフ 等	
市教育委員会 課		コーディネーター	家 携
		安全管理員	家 携
		学習アドバイザー	家 携
		学習アドバイザー	家 携
		学習アドバイザー	家 携

保管場所を知っている人が、いつも教室にいるとは限りません。誰もが保管場所を知っていた方がよいもの、例えば救急箱等の保管場所を書き込んでおきましょう。

<b>用品等 保管場所</b>	
救急箱	
A E D	

## 4 事後処理



事件や事故の事後処理として、教育委員会等は次のような業務を行う必要があります。

記録の整理・作成  
原因の調査と再発防止策の検討

子どもや指導員への対応  
保護者への対応

### 記録の整理・作成

発生した事件や事故については、客観的に記録することが必要です。



### 発生時の状況

時刻、場所、誰が、どのようなことが起きたか、できるだけ詳しく記録します。場所については図で示すことが適切です。

### 対応状況

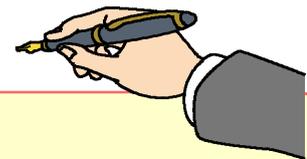
応急手当の状況、医療機関への搬送の状況、警察など関係機関への通報の状況等、時間経過を追って記録します。

### 原因の調査と再発防止策の検討

設備や遊具の使用中にけがが発生した場合は、直ちに使用を停止し、必要なら立ち入り禁止とします。また、事故発生の要因（設備や遊具等の構造上の問題、使用方法における問題など）を分析し、報告書にまとめます。

災害発生時の危険箇所や避難場所及び避難経路の確認は確実にを行い、必要に応じて見直しを行います。

### 子どもやスタッフへの対応



### 対応における留意点

思いもよらない事故や事件に遭ったことで、身体だけでなく心も傷ついていることがあります。事後の状況を把握するとともに、必要に応じて心理カウンセラー等の専門家の支援を仰ぐことも考えられます。

### 保険に関する事務処理

事件や事故により、けが等が発生した場合は、保険会社等に連絡し、治療費の支払い等、適切な対応がなされるよう、教育委員会等で事務処理を行う必要があります。なお、保険には事故発生時からの連絡期限が決められている場合もあります。予め、必要な書類や領収書の必要の有無等も確認しておくことが大切です。

### 保護者への対応

保護者へは、事件や事故直後における説明の後、状況によってはその後の対応などについて説明する必要があります。その際、常に誠意を持った態度で臨むことが必要です。

また、多数の保護者へ説明を要する場合には、説明会を実施することが考えられます。

参考様式7 事件・事故の報告書（例）

（状況に応じて様式を作って下さい。）

平成 年 月 日

放課後子ども教室運営委員会  
委員長 様

放課後子ども教室  
コーディネーター

□ A □ の □ B □ 事故〔事件〕について(報告)  
このことについて、下記のとおり事故〔事件〕が発生しましたので報告します。

記

1 事故〔事件〕の発生日(時)

平成 年 月 日 時 分頃

2 事故〔事件〕の発生場所

わかりやすいように、見取り図等を付けましょう。(別紙でも構いません。)

3 関係者氏名

けがなどをした児童の氏名・年齢の他、学年や学級など参考になる事項も記入しましょう。

4 事故〔事件〕の経緯

状況をよく調べて、時間的に順を追って、できるだけ詳しく分かりやすく記入しましょう。

5 取った対応

時間的に順を追って、できるだけ具体的に記入してください。スタッフ等の対応については、事実を客観的に記述するようにします。

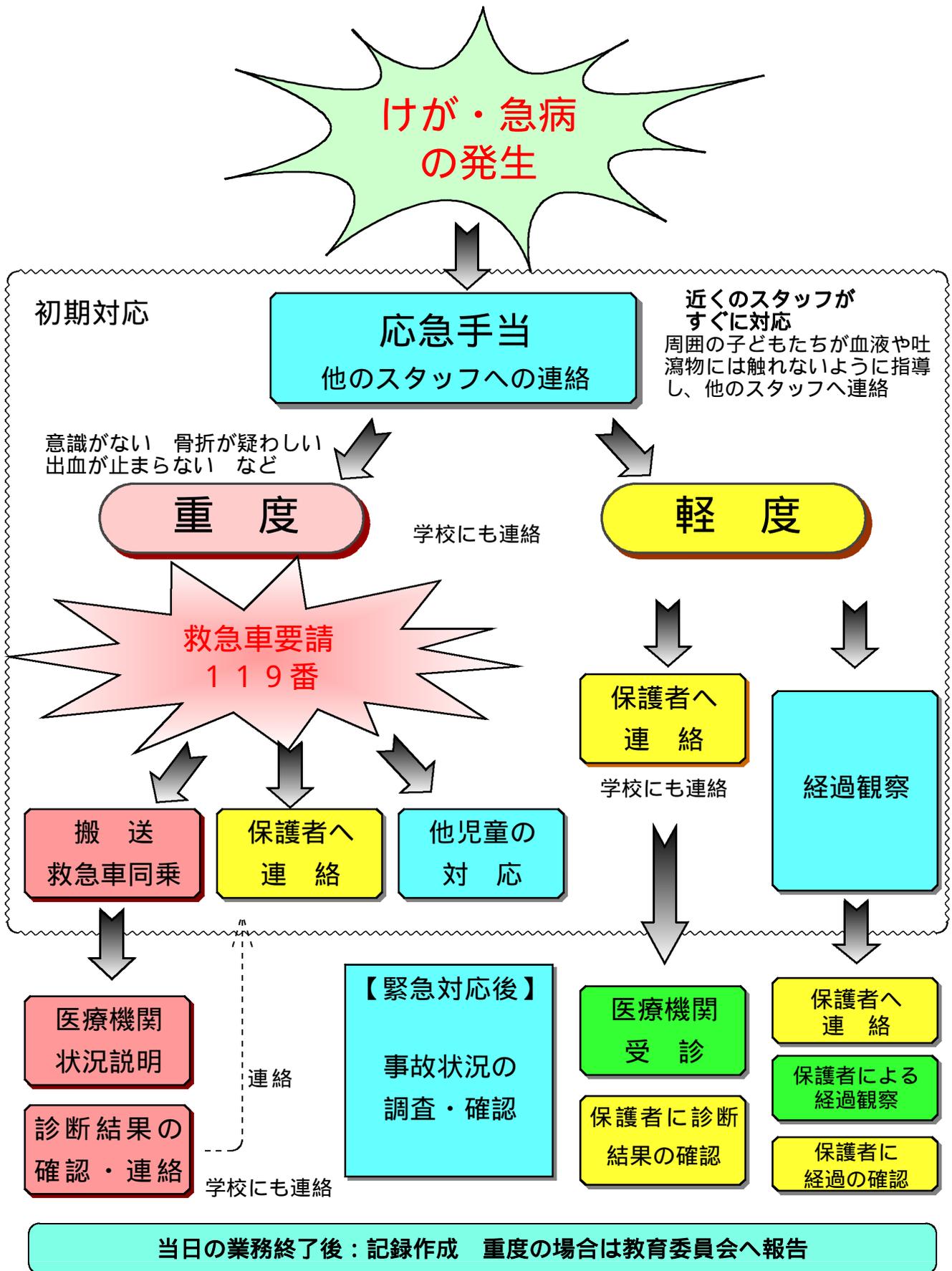
6 反省等

事故〔事件〕を振り返り、再発防止に努めます。

7 その他参考となる事項

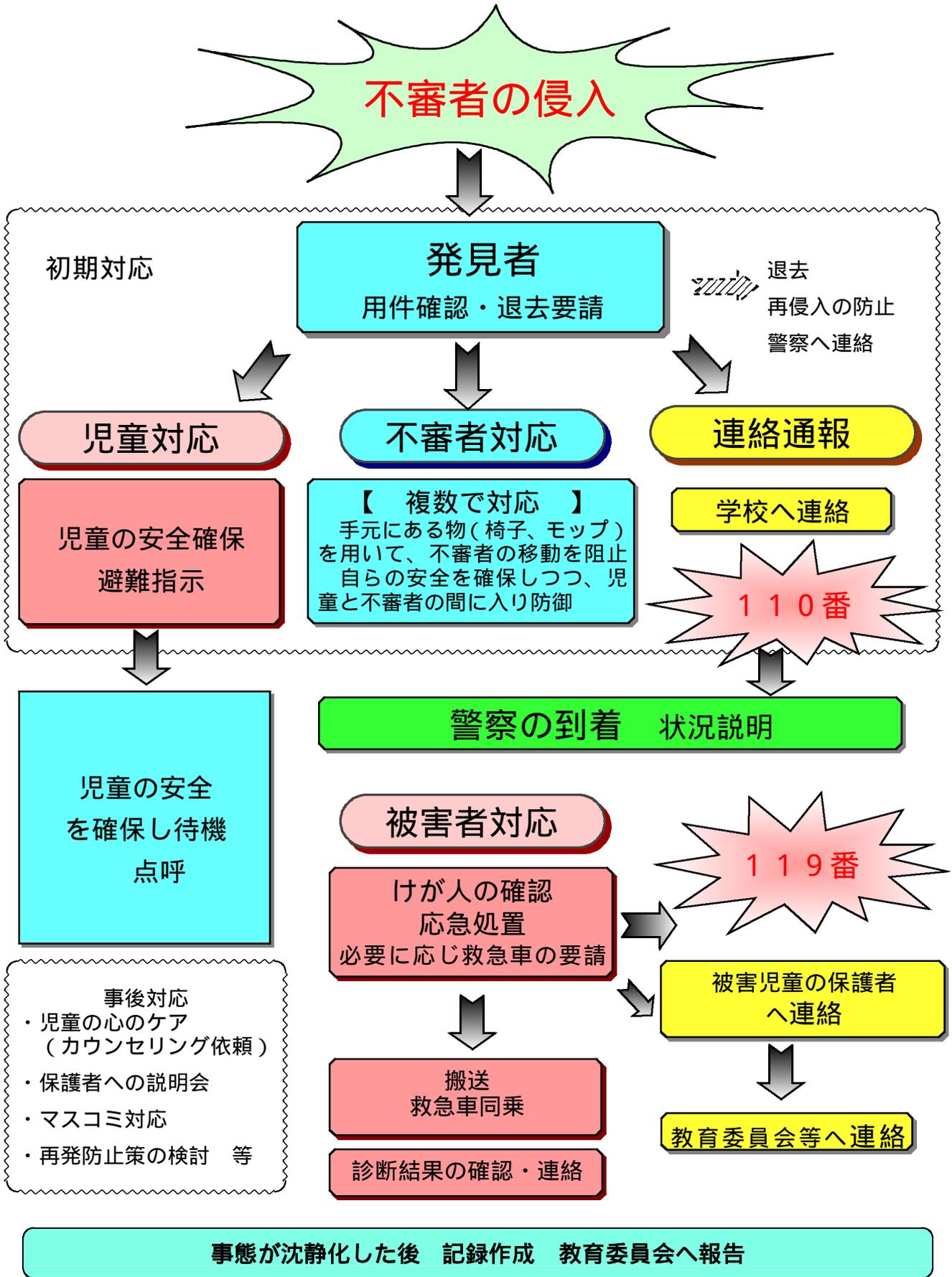
□ A □ には、児童名など関係者を記入します。□ B □ には、負傷など発生事実を記入します。  
宛先は運営委員会委員長の他、教育委員会教育長などが適当でしょう。

けが・急病発生時の対応マニュアル例



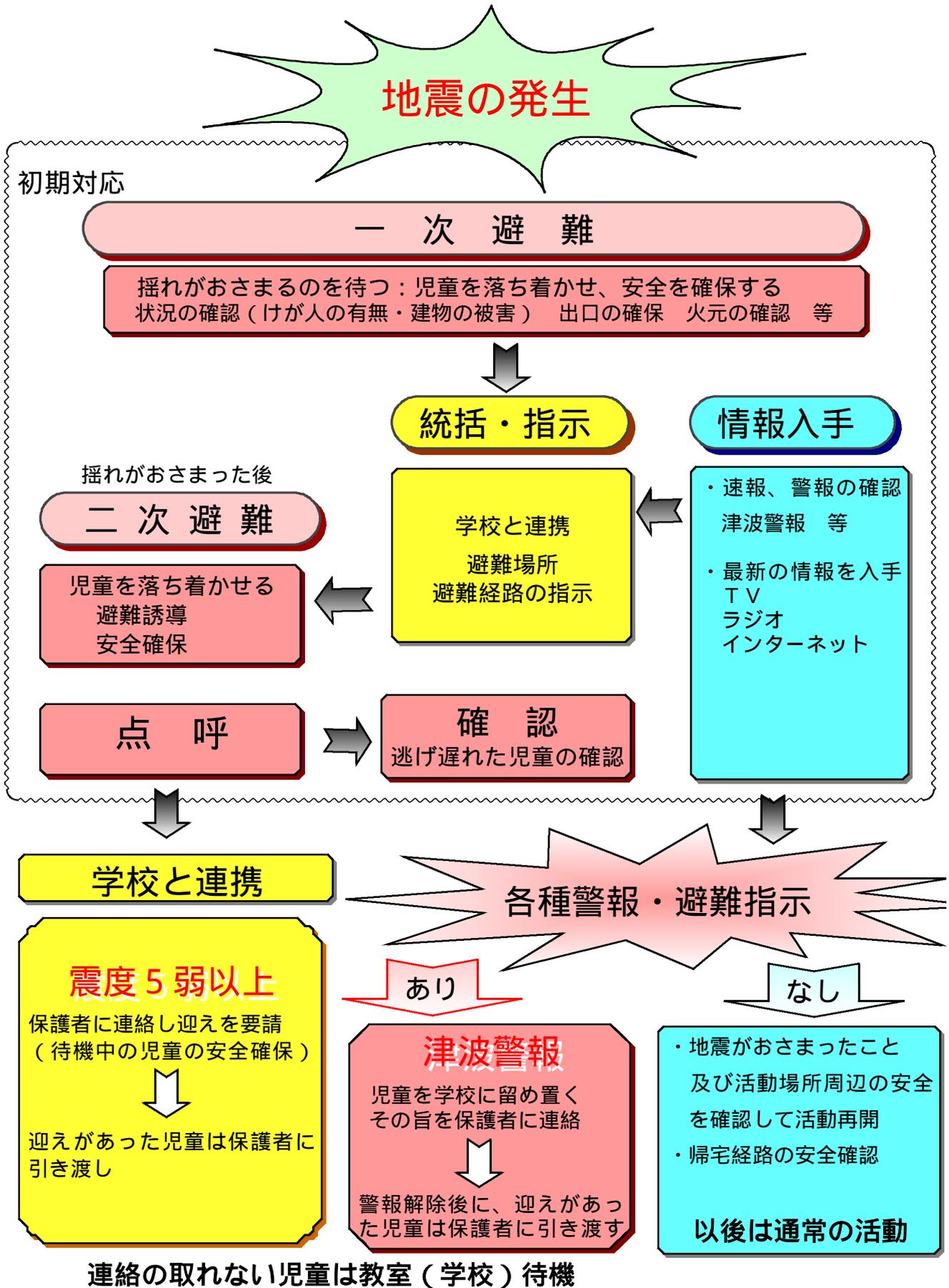
本マニュアルは基本の流れを示したものです。各子ども教室の実情に応じて作成してください。市町村や学校が作成している安全管理マニュアルを確認し、整合性を図ってください

# 不審者侵入時の対応マニュアル例



本マニュアルは基本の流れを示したものです。各子ども教室の実情に応じて作成してください。市町村や学校が作成している不審者対応マニュアルを確認し、整合性を図ってください。





本マニュアルは基本の流れを示したものです。各子ども教室の実情に応じて作成してください。市町村や学校が作成している地震対応マニュアルを確認し、整合性を図ってください。

# 資料



## くまもと家庭教育支援条例

# くまもと家庭教育支援条例のポイント



## 家庭教育を取り巻く現状は...

少子化、核家族化がすすむとともに、地域のつながりが少なくなっています。また、過保護、過干渉、放任などの家庭の教育力の低下も指摘されています。

家庭教育支援  
の必要性



## 目的（第1条）

- ・保護者が親として学び、成長していくこと、子どもが将来親になることについて学ぶことの促進
- ・子どもの生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達の推進

## 基本理念（第3条）

家庭教育支援は、主に次のことを大切なこととして、取り組みます。

- ・保護者が、子どもの教育について第一義的責任を有すること
- ・家庭教育の自主性を尊重すること
- ・社会のあらゆる構成員が、各々の役割を果たしながら、相互に協力し、一体的に取り組むこと

## それぞれに期待される役割

### 保護者の役割（第6条）

子どもに愛情を持って接し、子どもの生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図りましょう。また、保護者自らが成長していくよう努めましょう。

### 学校等の役割（第7条）

家庭、地域と連携して、基本的な生活習慣を身に付け、自立心を持ち、心身の調和のとれた子どもの育成に努めましょう。

### 地域の役割（第8条）

地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて、地域で子どもたちの育ちを支えていきましょう。

### 事業者の役割（第9条）

従業員が、仕事と家庭のバランスがとれるよう配慮していきましょう。



## 県の責務を定めました（第4条）

県は、市町村、保護者、学校等、地域住民その他の関係者と連携して、家庭教育支援の施策を策定し、実施します。

## 基本的施策

### 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条）

保護者の、親としての学びや育ちを応援する学習方法の開発・普及を行うとともに、学習機会を提供をしていきます。

### 親になるための学習の推進（第13条）

子どもたちが、家庭の役割、子育ての意義等、将来親になるための学習ができるよう支援していきます。

### 人材養成（第14条）

家庭教育を支援する人材養成を行っていきます。

### 家庭、学校等、地域住民の連携した活動の促進（第15条）

家庭教育に関わる関係者が、相互に連携・協力した活動を促進していきます。

### 相談体制の整備・充実（第16条）

家庭教育に悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報等広く知らせていきます。

### 広報及び啓発（第17条）

家庭教育に関する情報の収集・整理・分析・提供を行い、家庭教育の広報・啓発を行っていきます。



# くまもと家庭教育支援条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第11条）

### 第2章 家庭教育を支援するための施策（第12条—第17条）

### 附則

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまで、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その

他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親とし

て成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、家庭及び地域住民と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化及び行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

## 第2章 家庭教育を支援するための施策

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援する講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図

るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

(人材養成)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携の推進を図るものとする。

(家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

第15条 県は、家庭、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成24年度熊本県放課後子どもプラン推進委員会

委員長	熊本大学附属教育実践総合センター教授	吉田 道雄
副委員長	熊本学園大学教授	伊藤 良高
委員	株式会社熊本放送報道制作局報道部制作委員	中島 喜久
	産山村立産山小学校長	工藤 圭一郎
	長洲町教育長	今村 義隆
	益城町子ども課長	森部 博美
	熊本県PTA連合会副会長	日吉 亜由美
	玉東町木葉小学校放課後子ども教室コーディネーター	碓 栄子
	熊本県学童保育連絡協議会事務局長	吉田 崇
	NPO法人こどもサポート「みんなのおうち」代表	江口 竜一

役職名は平成24年6月就任時

参考文献等

- ・文部科学省 地域子ども教室推進事業 安全管理マニュアル
- ・文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- ・熊本県 地域子ども教室 安全管理のてびき
- ・青森県 放課後子どもプラン 運営の手引き
- ・千葉県 放課後子ども教室 安全管理マニュアル
- ・厚生労働省 発達障害の理解のために
- ・長崎県県南保健所、県南地域保育所感染症連絡会  
保育園等感染症対応マニュアル
- ・消防庁 救急車を上手に使いましょう
- ・社団法人全国子ども会連合会  
こうしてすすめよう！ 子ども会KYT



熊本県放課後子どもプラン推進委員会  
事務局 熊本県教育庁教育総務局社会教育課 内  
〒862-8609  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
TEL (096) 333-2699